

石川県青年国際交流機構(石川県 IYE0)規約

<前文> ~日本青年国際交流機構規約より~

日本青年国際交流機構(以下「IYE0」という。)は、国際青年年の昭和60年4月に、当時の事後活動団体であった「日本青年海外派遣青友会」と「青年の船の会」を統合し、本格的な社会貢献活動団体を目指して設立し、活動を継続してきた。30周年を迎えた平成27年、その使命と果たすべき役割を新たに見直して、より一層の飛躍を目指すものである。

内閣府(総理府・総務庁)青年国際交流事業(以下「内閣府青年国際交流事業」という。)は、日本と世界の国々との平和的関係構築のために、青年の人材育成を通して貢献していくことを目指して取り組まれ、さらに、青年が当該事業で得た知識と能力をいかして、人的つながりを継続・発展させ、社会に貢献する力になることを目的としている。

IYE0の会員は、こうした内閣府青年国際交流事業の目的を具体的に実現するために、日本代表青年として青年親善使節大使の役割を担った事業参加時の想いを新たにし、日本人としてのアイデンティティを自覚するとともに民間外交を担う気概を持ちながら、世界の平和、国際交流の発展、そして日本各地域の活性化に貢献するべく、広く賛同者を求めつつ活動に取り組んでいく。

内閣府青年国際交流事業の歴史は、今上陛下の御成婚記念事業として昭和34年度に開始された青年海外派遣事業に始まり、平成6年度からは、皇太子殿下の御成婚記念として国際青年育成交流事業に発展的に改組されている。さらに、より多くの青年に海外を体験させるために「青年の船」事業が昭和42年から開始され、「世界青年の船」事業への改組を経て「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」として実施されている。

そして、外交上の契機としては、昭和49年度からは「東南アジア青年の船」事業、昭和54年度から日本・中国青年親善交流事業、昭和58年度から日本・韓国青年親善交流事業が実施されている。また、非営利団体の人材育成を目的として、平成14年度から青年社会活動コアリーダー育成プログラム及び同プログラムを改組して平成28年度から地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」が実施されている。

こうした内閣府青年国際交流事業をはじめとする青年国際交流事業による青年の人材育成の重要性を強く主張し、今後も青年層に事業が継続して提供されることを強く訴えていくことも、IYE0の重要な役割である。

<第1章 総則>

(名称)

第1条 本会は、「石川県青年国際交流機構(以下、「本機構」という。)」と称し、
英語名は International Youth Exchange Organization of Ishikawa とし、略称を「石川県 IYE0」とする。

(目的)

第2条 本会は、前文に掲げる内閣府青年国際交流事業の歴史と目的を基に、青年国際交流事業で得た個々人の力及び世代、性別、職業及び国を超えたネットワークを活かして、広く国際交流を通じて地域社会に貢献するとともに、心豊かで国際感覚溢れる青少年の育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 内閣府主催の青少年国際交流事業への参加者募集に関する活動
- (2) 内閣府をはじめとして官公庁及び地方自治体を実施する青少年育成、国際交流事業への協力
- (3) 地域ネットワーク活動
- (4) その他、本機構の目的達成に必要と認められる活動

<第2章 会員>

(会員)

第4条 本会の会員は、内閣府主催の青少年国際交流事業参加者で、石川県内に在住する者とする。

<第3章 役員>

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。ただし、2つの役職を兼務できるものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人ないし2人
- (3) 事務局長 1人

(役員を選任)

第6条 役員は会員の中から推薦し、役員会で選任する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

補充により選任された役員並びに事務局の任期は、前任者の残任期間とする。

<第4章 役員会(会議)>

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、事務局長、その他必要な役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、役員会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

(所在地)

第10条 本会の所在地は、石川県野々市市本町2丁目1番20号(野々市市民活動センター)に置く。

<第5章 会計>

(会費)

第11条 本会の経費は、内閣府事業受入れ管理運営費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

本会は会費を徴収しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<第6章 付則>

本規約は、2019年10月1日から施行する。